

府高教、府教委に対し第4回緊急申し入れ

4月28日、府高教は府教委に対し「新型コロナウイルス対策に関する緊急申し入れ（追加の3）」を行い、本日30日に申し入れ事項について折衝を行いました。【別紙】

府高教はこれまでに3回の緊急申し入れを行っています。今回、長期化する臨時休校のもとでの教育活動の再開、今後の学校再開に向けて、生徒・教職員の感染防止を第一としつつ、子どもたちの成長・発達を保障するため、「教職員の感染防止対策」「学校の感染防止対策」「定期健康診断」「教育条件の整備」「教育活動の再開」「その他」の6点について重点的に要請しました。



臨時的な自動車通勤許可を改めて通知、5月1～6日は対象外

府教委は本日30日、「新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的とした臨時的な自動車等による通勤許可の特例的取扱いについて」を通知しました。4月13日から30日までとしていた、感染防止のための臨時的な自動車通勤について、臨時休業の延長に伴い5月7～10日についても特例的に取り扱うというものです。

しかし5月1～6日は臨時許可の対象とならず、勤務日である5月1日はこれまで臨時的に自動車通勤をしていた教職員が自動車通勤できないことになり、感染拡大防止という制度の趣旨に反します。QAでは「実施期間の延長を4月末から引き続いて5月1日からとした場合、月を跨ぐこととなるため、制度上、臨時的な利用にはあたらず、自動車等による通勤認定が必要」としています。また「5月1日（金曜日）についてはテレワーク等の活用」を呼びかけています。

府高教は、「感染症に関わってこの間に制度化された職免、自動車通勤緩和、在宅勤務などの制度は、当面、感染が終息するまで維持すること」を申し入れています。

注意！ 臨時自動車通勤の職員の通勤定期の解約はできません！

この間、職場から「通勤定期は返納するのか」「解約していいのか」といったお問い合わせがあります。府教委のQAによると、通勤認定の変更ではないため、通勤認定通りの定期券購入が必要です。

Q14 自動車等通勤が認められた場合、通勤定期は5月以降から購入してもよいか。

A14 通勤認定の変更を行うわけではないため、4月から通勤認定されている場合は4月からの定期券等の購入が必要です。

「新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的とした臨時的な自動車等による通勤許可の特例的取扱いにかかるQA」4/10付け



ひとりひとりの声は小さい・・・
だからみんなで！

〔加入申し込み〕

